

広尾町いのちを支える自殺対策計画 (令和6年度～令和17年度)

令和6年7月

広尾町

目 次

第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画の期間	2

第2章 自殺の現状と課題

1 これまでの取り組み	3
2 統計データから見る広尾町の自殺の現状	3
3 本町の自殺の特徴と課題	7

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念	10
2 基本方針	10
3 施策の体系	13
4 数値目標	13

第4章 自殺対策の取り組み

1 基本施策	
（1）地域におけるネットワークの強化	14
（2）自殺対策を支える人材の育成	15
（3）町民への啓発と周知	15
（4）生きることの促進要因への支援	16
（5）児童生徒のＳＯＳの出し方に関する教育	19
2 重点施策	
（1）子ども・若者への対策	21
（2）生活困窮者・無職者・失業者への対策	22
（3）勤務・経営対策	23

第5章 計画の推進

第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨

我が国の自殺対策は、平成18年に自殺対策基本法が制定されて以降、大きく前進しました。それまで「個人の問題」と認識されがちであった自殺は広く「社会の問題」として認識されるようになり、国を挙げて自殺対策を総合的に推進した結果、自殺で亡くなる人の数は3万人台から2万人台に減少するなど、着実に成果を上げています。

しかし、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等で、状況に変化が生じています。男性、特に中高年男性が自殺者数の大きな割合を占める状況は変わっていませんが、令和2年には自殺の要因となり得る様々な問題が悪化したことなどにより、特に女性や小中高生の自殺者数が著しく増加しました。依然として自殺者数は毎年2万人を超え、北海道においても毎年900人余りの方が自ら尊い命を絶つという非常事態はいまだ続いており、決して楽観できる状況にはありません。

自殺は、その多くが追い込まれた末の死です。自殺の背景には、精神保健上の問題だけでなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめ、孤独・孤立など様々な社会的要因があることが知られています。自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」です。

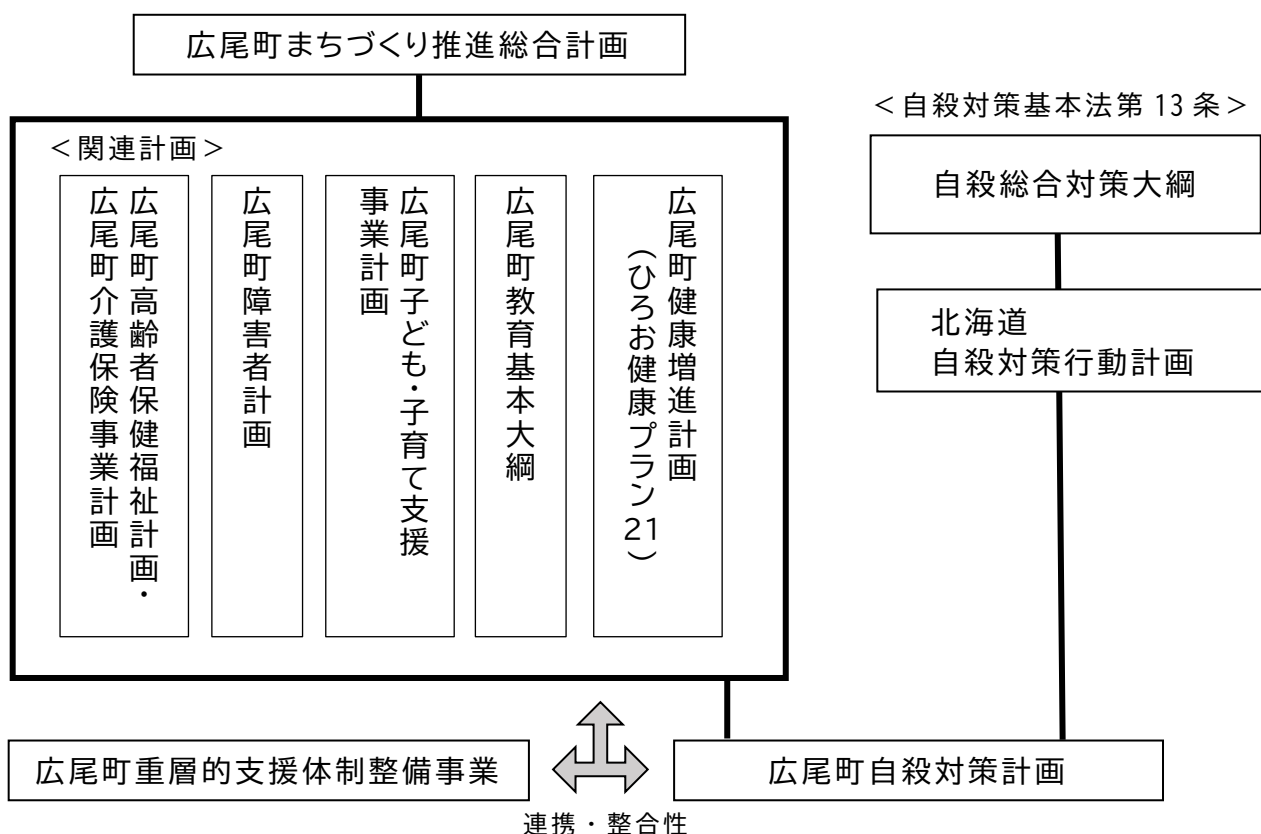
そうした中、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指して自殺対策を更に総合的かつ効果的に推進するため、施行から10年の節目に当たる平成28年に自殺対策基本法が改正されました。自殺対策が「生きるための包括的な支援」として実施されるべきことを基本理念に明記するとともに、自殺対策の地域間格差を解消し、誰もが等しく支援を受けられるよう、地方自治体においても自殺を防ぐための計画策定が義務付けられたところです。

これらの背景から、国が令和4年に見直した「自殺総合対策大綱」をふまえ、「誰も自殺に追い込まれることのない広尾町」の実現を目指し、全町的な取り組みとして自殺対策を推進するため、本計画を策定しました。

2 計画の位置づけ

本計画は、自殺対策基本法第13条第2項の規定に基づき策定する市町村地域自殺対策計画です。令和4年に見直された「自殺総合対策大綱」の方針をふまえて策定するものであり、本町における自殺対策関連施策の具体的な展開を示すものです。

また、本計画は「広尾町まちづくり推進総合計画」を上位計画とし、「広尾町健康増進計画（ひろお健康プラン21）」をはじめとするその他関連計画との整合・調整を図りながら策定します。



3 計画の期間

この計画の期間は2024（令和6）年度から2035（令和17）年度までの12年間とします。

第2章 自殺の現状と課題

1 これまでの取り組み

これまで本町では、こころの健康（自殺予防）に関する健康教育や、各種保健事業の場面での相談及びこころの健康に関する相談窓口や医療機関への情報提供などを実施してきました。

また、帯広保健所と連携し、精神疾患を抱える方やアルコール関連問題のある事例の対応について協力して支援してきたところです。複雑かつ複合化した課題を抱える事例には「広尾町重層的支援体制整備事業」として関係機関と課題の解決のために支援を実施してきました。

産業保健（職域）からは、経年的にメンタルヘルスに関する健康教育の依頼があり、こころの健康（自殺予防）やゲートキーパーの必要性について周知・啓蒙に取り組んできました。

2 統計データから見る広尾町の自殺の現状

（1）広尾町における自殺者の年次推移（2014～2021年）

	2014年 平成26年	2015年 平成27年	2016年 平成28年	2017年 平成29年	2018年 平成30年	2019年 令和元年	2020年 令和2年	2021年 令和3年
男性(人)	2	0	1	0	1	0	0	1
女性(人)	0	0	0	0	0	0	0	1
総数(人)	2	0	1	0	1	0	0	2

過去8年間の自殺状況をみると、男性が多い状況です。

（2）広尾町における自殺死亡率の年次推移（2014～2021年）

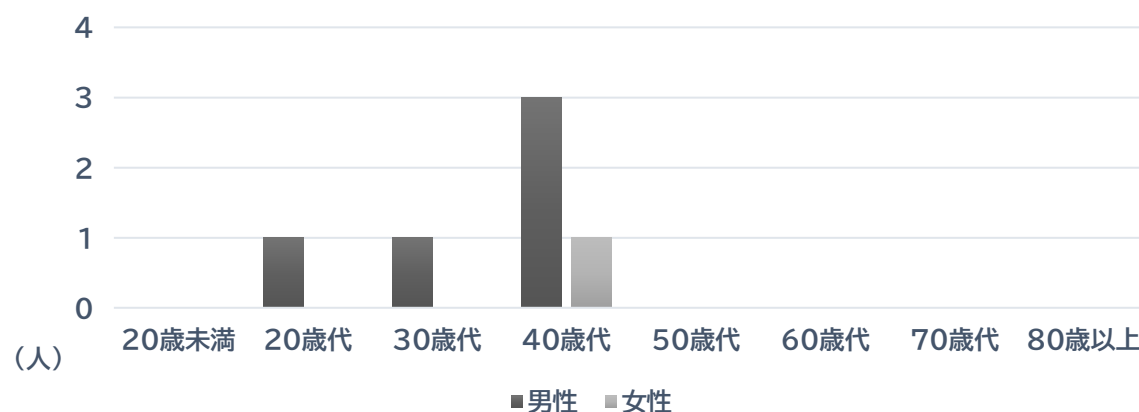
	2014年 平成26年	2015年 平成27年	2016年 平成28年	2017年 平成29年	2018年 平成30年	2019年 令和元年	2020年 令和2年	2021年 令和3年
全 国	19.5	18.5	16.8	16.4	16.1	15.7	16.4	16.2
全 道	20.1	19.5	17.5	17.3	17.2	17.0	17.0	17.5
広尾町	27.6	0	14.6	0	15.2	0	0	32.5

人口10万人当たりの自殺者数（以下「自殺死亡率」という。）の年次推移をみると、国、北海道とも年々減少傾向にあります。北海道は、国と比較すると高い傾向で推移しています。広尾町は人口規模が小さく、死亡率は年間の死亡数により変化が著しいため、2014（平成26）年～2021（令和3）年までの死亡率の平均値を参考値とします。広尾町の過去8年間の自殺死亡率の平均は11.2%（0.75人）です。

本町は、年により増減を繰り返していますが、2人以上の自殺者が発生すると、国や北海道よりも人口10万人に対する自殺死亡率が高くなります。

$$\left[\text{自殺死亡率} = \frac{\text{自殺者数}}{\text{人 口}} \times 10 \text{万} \right]$$

（3）広尾町における男女別・年代別自殺死亡状況



2014（平成26）年～2021（令和3）年までの過去8年間に於いて、20代～40代と比較的若い世代の男性が多い状況です。

(4) 十勝管内の自殺死亡率順位

十勝は、全国に比べ自殺死亡率は高い状況にあります。本町の自殺死亡率は減少していましたが、令和3年度は上昇しています。

表1 十勝管内の自殺死亡順位

	平成26年		平成27年		平成28年		平成29年		平成30年		令和元年		令和2年		令和3年	
1	新得町	79.5	中札内村	101.4	更別村	63.1	鹿追町	55.2	豊頃町	66.0	浦幌町	45.2	足寄町	45.9	上士幌町	43.5
2	芽室町	32.1	更別村	94.4	池田町	44.3	本別町	42.3	士幌町	33.8	陸別町	44.2	上士幌町	43.1	新得町	35.5
3	清水町	31.0	鹿追町	72.8	上士幌町	42.2	幕別町	34.1	新得町	33.1	更別村	32.6	幕別町	42.9	士幌町	35.1
4	更別村	30.7	足寄町	43.0	陸別町	41.2	清水町	32.3	清水町	32.9	池田町	31.4	鹿追町	38.5	広尾町	32.5
5	池田町	28.4	士幌町	32.8	豊頃町	32.3	更別村	31.8	幕別町	30.6	幕別町	30.9	豊頃町	33.6	足寄町	31.3
6	足寄町	27.9	池田町	29.1	本別町	27.7	池田町	30.1	足寄町	29.9	大樹町	18.6	芽室町	27.8	中札内村	26.2
7	広尾町	27.6	幕別町	22.5	中札内村	25.4	浦幌町	21.4	中札内村	25.9	士幌町	17.2	中札内村	26.3	浦幌町	23.6
8	幕別町	26.1	帯広市	21.9	帯広市	23.7	全国	16.4	芽室町	22.1	新得町	16.9	十勝	20.3	音更町	21.0
9	帯広市	25.7	十勝	21.3	幕別町	22.6	十勝	14.5	浦幌町	21.9	全国	15.7	帯広市	19.3	大樹町	18.9
10	十勝	23.6	上士幌町	21.2	芽室町	21.8	帯広市	14.3	上士幌町	20.8	本別町	14.9	新得町	17.3	十勝	17.4
11	上士幌町	21.0	浦幌町	20.4	十勝	20.5	音更町	6.8	十勝	19.3	帯広市	14.4	全国	16.4	帯広市	16.9
12	浦幌町	19.9	全国	18.5	全国	16.8	上士幌町	0.0	鹿追町	18.7	十勝	14.1	音更町	16.1	芽室町	16.8
13	全国	19.5	大樹町	17.6	新得町	16.2	陸別町	0.0	大樹町	18.1	音更町	9.2	池田町	15.9	池田町	16.4
14	大樹町	17.5	新得町	16.1	広尾町	14.6	豊頃町	0.0	帯広市	17.9	芽室町	5.6	本別町	15.2	全国	16.2
15	音更町	13.4	音更町	11.2	足寄町	14.5	中札内村	0.0	全国	16.1	豊頃町	0.0	浦幌町	0.0	幕別町	11.8
16	本別町	13.2	芽室町	10.8	音更町	11.2	芽室町	0.0	池田町	15.4	清水町	0.0	陸別町	0.0	鹿追町	0.0
17	士幌町	0.0	清水町	10.5	鹿追町	0.0	新得町	0.0	広尾町	15.2	足寄町	0.0	更別村	0.0	豊頃町	0.0
18	鹿追町	0.0	本別町	0.0	士幌町	0.0	足寄町	0.0	本別町	14.5	中札内村	0.0	大樹町	0.0	本別町	0.0
19	中札内村	0.0	豊頃町	0.0	浦幌町	0.0	士幌町	0.0	音更町	9.1	上士幌町	0.0	士幌町	0.0	陸別町	0.0
20	豊頃町	0.0	陸別町	0.0	大樹町	0.0	大樹町	0.0	更別村	0.0	鹿追町	0.0	清水町	0.0	更別村	0.0
21	陸別町	0.0	広尾町	0.0	清水町	0.0	広尾町	0.0	陸別町	0.0	広尾町	0.0	広尾町	0.0	清水町	0.0

< 資料 北海道保健統計年報 >

(5) 選択死因分類死亡率における自殺の割合

本町の死亡率を、人口10万対の選択死因分類死亡率でみると、悪性新生物や心疾患、脳血管疾患が高い状況です。自殺の死亡率の割合は順位が低い状況でしたが、令和3年は順位が上昇しており、今後も引き続き注視していく必要があります。

表2 選択死因分類死亡率における自殺の割合（人口10万対）

年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
死因	死亡総数	死亡総数	死亡総数	死亡総数	死亡総数	死亡総数	死亡総数	死亡総数
死亡総数	1,282.8	1,443.5	1,470.2	1,303.7	1,530.3	1,849.5	1,625.6	1,737.0
1	悪性新生物	悪性新生物	悪性新生物	悪性新生物	悪性新生物	悪性新生物	悪性新生物	悪性新生物
	372.4	428.8	422.1	563.0	515.2	532.9	536.6	600.6
2	心疾患(高血圧性を除く)	心疾患(高血圧性を除く)	心疾患(高血圧性を除く)	心疾患(高血圧性を除く)	脳血管疾患	心疾患(高血圧性を除く)	心疾患(高血圧性を除く)	心疾患(高血圧性を除く)
	193.1	171.5	291.1	237.0	242.4	391.8	252.5	340.9
3	肺炎	脳血管疾患	脳血管疾患	肺炎	胃の悪性新生物(再掲)	脳血管疾患	脳血管疾患	脳血管疾患
	124.1	142.9	145.6	88.9	151.5	172.4	189.4	64.9
4	脳血管疾患	肺炎	老衰	胃の悪性新生物(再掲)	心疾患(高血圧性を除く)	肺炎	肺炎	老衰
	96.6	114.3	101.9	74.1	136.4	109.7	63.1	48.7
5	胃の悪性新生物(再掲)	胃の悪性新生物(再掲)	肺炎	脳血管疾患	肺炎	老衰	老衰	胃の悪性新生物(再掲)
	82.8	100.0	87.3	59.3	121.2	62.7	63.1	48.7
6	老衰	老衰	胃の悪性新生物(再掲)	老衰	老衰	胃の悪性新生物(再掲)	不慮の事故	自殺
	69.0	42.9	43.7	59.3	60.6	47.0	31.6	32.5
7	自殺	不慮の事故	不慮の事故	不慮の事故	不慮の事故	不慮の事故	糖尿病	不慮の事故
	27.6	28.6	29.1	14.8	30.3	47.0	31.6	16.2
8	糖尿病	糖尿病	自殺	糖尿病	糖尿病	交通事故(再掲)	胃の悪性新生物(再掲)	糖尿病
	27.6	14.3	14.6	14.8	15.2	31.3	15.8	16.2
9	不慮の事故	結核	糖尿病	結核	自殺	糖尿病	交通事故(再掲)	肺炎
	13.8	0.0	0.0	0.0	15.2	0.0	0.0	0.0
10	交通事故(再掲)	交通事故(再掲)	結核	交通事故(再掲)	結核	結核	結核	交通事故(再掲)
	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
11	結核	自殺	交通事故(再掲)	自殺	交通事故(再掲)	自殺	自殺	結核
	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

< 資料 北海道保健統計年報 >

3 本町の自殺の特徴と課題

1) 広尾町の自殺の特徴

全国の中でも北海道は自殺死亡率が高く、その中でも十勝が高い状況にあります。本町における死因別死亡率の中で自殺は下位にありましたが、近年上位にあり、生活習慣病と同様に自殺を予防する対策が必要な状況にあります。

また、自殺対策を推進するため、厚生労働省所管の組織である自殺総合対策推進センターより、市町村別に「地域自殺実態プロファイル」が示されました。2018（平成30）年から2022（令和4）年の5年間にわたる自殺実態を分析し、特徴を示したものです。

広尾町の5年間の自殺者数は4人（男性3人、女性1人）となっています。

広尾町の主な自殺者の特徴

	割合	自殺死亡率※ ¹ (人口10万対)	背景にある 主な自殺の危機経路※ ²
1位: 男性 20～39 歳 無職独居	25.0%	4,632.8	①【30代その他無職】失業→生活苦→多重債務→うつ状態→自殺／ ②【20代学生】学内の人間関係→休学→うつ状態→自殺
2位: 男性 40～59 歳 有職独居	25.0%	111.1	配置転換（昇進/降格含む）→過労＋仕事の失敗→うつ状態＋アルコール依存→自殺
3位: 女性 40～59 歳 無職同居	25.0%	71.1	近隣関係の悩み＋家族間の不和→うつ病→自殺

（出典：地域自殺実態プロファイル 2023 年更新版）

資料：警察庁自殺統計原票データをいのち支える自殺対策推進センター（以下、JSCP）にて個別集計

・区分の順位は自殺者数の多い順で、自殺者数が同数の場合は自殺死亡率の高い順とした。

※1 自殺死亡率の算出に用いた人口は、総務省「令和2年国勢調査」就業状態等基本集計を基に JSCP にて推計したもの。

※2 「背景にある主な自殺の危機経路」は、ライフリンク「自殺実態白書 2013」を参考に推定したもの。自殺者の特性別に見て代表的と考えられる経路の一例を示しており、記載の経路が唯一のものではないことに留意いただきたい。

自殺者の性・年代別割合と自殺死亡率（人口 10 万対）

2018～2022 年 平均		割合		自殺死亡率 (人口 10 万対)	
		広尾町	全国	広尾町	全国
総数		100%	100%	11.94	16.40
男性		75.0%	67.6%	18.56	22.73
女性		25.0%	32.4%	5.77	10.36
男 性	20 歳未満	25.0%	2.1%	42.99	3.94
	20 歳代	25.0%	7.7%	72.10	24.26
	30 歳代	0.0%	8.8%	0.00	24.40
	40 歳代	25.0%	12.0%	48.76	26.29
	50 歳代	0.0%	12.1%	0.00	30.44
	60 歳代	0.0%	9.1%	0.00	23.96
	70 歳代	0.0%	9.1%	0.00	26.23
	80 歳以上	0.0%	6.6%	0.00	34.32
女 性	20 歳未満	0.0%	1.4%	0.00	2.72
	20 歳代	0.0%	3.6%	0.00	12.12
	30 歳代	0.0%	3.4%	0.00	9.91
	40 歳代	25.0%	4.9%	55.28	11.12
	50 歳代	0.0%	5.1%	0.00	13.04
	60 歳代	0.0%	4.4%	0.00	11.01
	70 歳代	0.0%	5.2%	0.00	12.86
	80 歳以上	0.0%	4.3%	0.00	12.63

（出典：地域自殺実態プロファイル 2023 年更新版）

職業別の自殺の内訳（2018～2022 年合計）

職業	自殺者数	割合	全国割合
有職	2	50.0%	38.7%
無職	2	50.0%	61.3%
合計	4	100%	100%

（出典：地域自殺実態プロファイル 2023 年更新版）

以上のデータ等から、本町の自殺者の特徴としては以下の通りと考えます。

＜本町の自殺者の特徴＞

- ・働く世代（特に20歳代から40歳代）での特に男性の自殺者が多い。
- ・原因・動機では、失業（退職）、過労、生活困窮、借金、健康問題の割合が高い。

「地域自殺実態プロファイル」において、本町の推奨される重点パッケージは次の4点です。

重点パッケージ

- 子ども・若者の対策
- 無職者・失業者の対策
- 生活困窮者の対策
- 勤務・経営の対策

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す」

自殺の背景には、精神保健上の問題だけではなく、過労や失業、病気の悩み、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立などの様々な社会的要因があることが知られています。

自殺に至る心理は、このような悩みが原因で心理的に追い詰められ、自殺以外の選択肢が考えられない状態に陥ることや、社会とのつながりの減少や生きていても役に立たないという役割喪失感から、また、与えられた役割の大きさに対する過剰な負担感から、危機的な状態にまで追い詰められてしまう過程といえます。

また、自殺に至った人の直前の心の状態を見ると、大多数は様々な悩みにより心理的に追い詰められた結果、抑うつ状態にあたり、うつ病、アルコールその多くが追い込まれた末の死であることや、自殺対策の本質が生きることの支援にあることを改めて認識し、「いのち支える自殺対策」という理念を前面に打ち出して、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指します。

2 基本方針

令和4年10月に閣議決定された自殺総合対策大綱では、自殺総合対策の基本方針として、以下の5点が掲げられています。

(1) 生きることの包括的な支援として推進する

＜社会全体の自殺リスクを低下させる＞

個人においても地域においても、自己肯定感や信頼できる人間関係、危機回避能力等の「生きることの促進要因（自殺に対する保護要因）」より、失業や多重債務、生活苦等の「生きることの阻害要因（自殺のリスク要因）」が上回ったときに自殺リスクが高まります。

そのため、自殺対策は「生きることの阻害要因」を減らす取組に加えて、「生きることの促進要因」を増やす取組を行い、双方の取組を通じて自殺リスクを低下させる方向で推進する必要があります。自殺防止や遺族支援といった狭義の自殺対策だけでなく、「生きる支援」に関する地域のあらゆる取組を総動員して、まさに「生きることの包括的な支援」として推進することが重要です。

（２）関連施策との有機的な連携による総合的な対策の展開

自殺に追い込まれようとしている人が安心して生きられるようにして自殺を防ぐためには、精神保健的な視点だけでなく、社会・経済的な視点を含む包括的な取組が重要です。また、このような包括的な取組を実施するためには、様々な分野の施策、人々や組織が密接に連携する必要があります。

自殺の要因となり得る生活困窮、孤独・孤立、児童虐待、性暴力被害、ひきこもり、性的マイノリティ等、関連の分野においても同様の連携の取組が展開されています。連携の効果を更に高めるため、そうした様々な分野の生きる支援にあたる人々がそれぞれ自殺対策の一翼を担っているという意識を共有することが重要です。

とりわけ、属性を問わない相談支援、参加支援及び地域づくりに向けた支援を一体的に行う「重層的支援体制整備事業」の実施など地域共生社会の実現に向けた取組、生活困窮者自立支援制度などとの連携を推進することや、精神科医療、保健、福祉等の各施策の連動性を高めて、誰もが適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにすること、その他にも孤独・孤立対策やこども家庭庁との連携を図る取組が重要です。

（３）対応の段階に応じたレベルごとの対策の効果的な連動

さらに、自殺対策は、社会全体の自殺リスクを低下させる方向で、「対人支援のレベル」、「地域連携のレベル」、「社会制度のレベル」、それぞれにおいて強力に、かつそれらを総合的に推進することが重要です。

これは、住民の暮らしの場を原点としつつ、「様々な分野の対人支援を強化すること」と、「対人支援の強化等に必要な地域連携を促進すること」、更に「地域連携の促進等に必要な社会制度を整備すること」を一体的なものとして連動して行っていくという考え方（三階層自殺対策連動モデル）です。

また、自殺の危険性が低い段階における啓発等の「事前対応」と、現に起こりつつある自殺発生の危険に介入する「危機対応」、それに自殺や自殺未遂が生じてしまった場合等における「事後対応」の、それぞれの段階において施策を講じる必要があります。

加えて、「自殺の事前対応の：更に前段階での取組」として、学校において、児童生徒等を対象とした、いわゆる「ＳＯＳの出し方に関する教育」を推進することも重要とされています。

(4) 実践と啓発を両輪として推進

自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」ですが、危機に陥った人の心情や背景が理解されにくい現実があり、そうした心情や背景への理解を深めることも含めて、危機に陥った場合には誰かに援助を求めることが適当であるということが、地域全体の共通認識となるように積極的に普及啓発を行うことが重要です。

全ての国民が、身近にいるかもしれない自殺を考えている人のサインに早く気づき、精神科医等の専門家につなぎ、その指導を受けながら見守っていけるよう、メンタルヘルスへの理解促進も含め、広報活動、教育活動等に取り組んでいくことが必要です。

また、自殺に対する誤った認識や偏見によって、遺族等が悩みや苦しさを打ち明けづらい状況が作られるだけでなく、支援者等による遺族等への支援の妨げにもなっていることから、自殺に対する偏見を払拭し正しい理解を促進する啓発活動に取り組んでいくことが必要です。

(5) 関係者の役割の明確化と関係者による連携・協働の推進

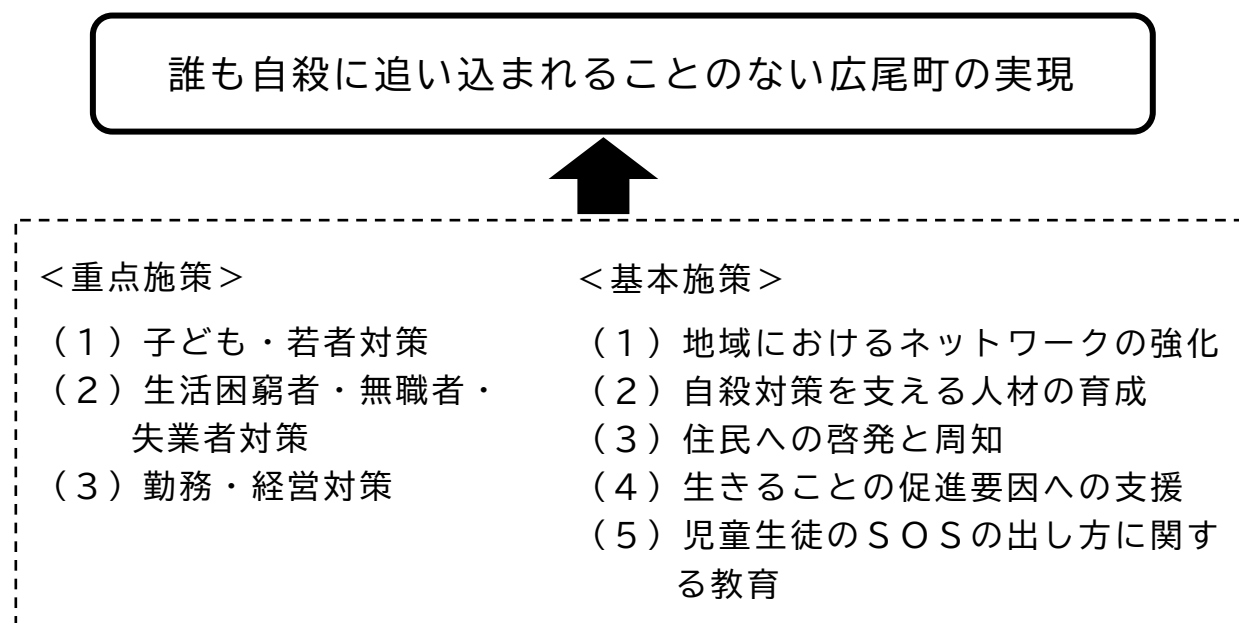
我が国の自殺対策が最大限その効果を発揮して「誰も自殺に追い込まれることのない社会」を実現するためには、国、地方公共団体、関係団体、民間団体、企業、国民等が連携・協働して国を挙げて自殺対策を総合的に推進することが必要です。そのため、それぞれの主体が果たすべき役割を明確化、共有化した上で、相互の連携・協働の仕組みを構築することが重要です。

(6) 自殺者等の名誉及び生活の平穏への配慮

国、地方公共団体、民間団体等の自殺対策に関わる者は、自殺者及び自殺未遂者並びにそれらの者の親族等の名誉及び生活の平穏に十分配慮し、不当に侵害することのないよう、このことを認識して自殺対策に取り組む必要があります。

以上の基本方針を踏まえ、町民一人ひとりが命の大切さを理解し、誰も自殺に追い込まれることのない町を目指します。

3 施策の体系



4 数値目標

自殺総合対策大綱における国の数値目標は、2026年までに自殺死亡率を2015年（平成27年）の18.5と比べて30%以上減少させる（13.0以下にする）ことを目標としています。

本町は、2014年から2021年において、平均して毎年0.75人が自殺により亡くなっています。本町では、「誰も自殺に追い込まれることのない広尾町」の実現を目指し、年間自殺者数0人を目標とします。

【数値目標】

	現状	目標（2035年）
自殺者数	0.75人 (2014～2021年平均)	0人
ゲートキーパー養成講座の開催回数（町民）	0回	2回／年
ゲートキーパー養成講座の開催回数（職域）	1回	2回／年

第4章 自殺対策の取り組み

1 基本施策

(1) 地域におけるネットワークの強化

自殺の多くは、家庭や学校、職場の問題、健康問題などの様々な要因が関係しており、それらに適切に対応するためには、地域の多様な関係者が連携・協力して実効性のある取り組みを推進していくことが重要です。

このため、庁内外の関係機関・団体等との連携を図り、自殺対策に関するネットワークの強化を進めます。

【主な取組】

事業名	内容	担当部署
広尾町いのちを支える自殺対策推進委員会	保健、医療、福祉、商工、教育などの幅広い関係機関や団体で構成される自殺対策推進委員会において、自殺対策に関する具体的な取り組みを推進します。	健康管理センター
広尾町高齢者及び障がい者虐待防止ネットワーク会議	高齢者等の虐待防止や早期発見に努め、高齢者及び障がい者や擁護者への支援を行うとともに、関係機関の連携体制の強化を図ります。	地域包括支援センター
広尾町障がい者自立支援協議会	医療・保健・福祉・教育及び就労等に関係する機関とのネットワークを構築します。	保健福祉課
広尾町要保護児童対策地域協議会	児童虐待防止対策に関係する機関との連携体制を推進します。	子育て支援室
とかち「生きるを支える」連携会議	管内の自殺者の現状や生きづらさを抱える方々の実態を共有し、関連施策や関係機関との連携を推進します。	帯広保健所
保健所との連携	こころの健康相談や精神疾患を抱える方など自殺ハイリスク者や未遂者への支援等を通じ、日常的な連携を推進します。	健康管理センター

(2) 自殺対策を支える人材の育成

自殺に至る背景には様々な悩みや生活上の困難があり、そのような問題に早期に気づき、適切な支援につなぐことが自殺対策を推進する上では重要です。

自殺の危険を示すサインに気づき、話を聴き、見守りながら必要な支援等につなぐ人材（ゲートキーパー）の育成を充実させることが必要です。

【主な取組】

事業名	内容	担当・関連部署
ゲートキーパーの育成	各種窓口業務にあたる職員等や事業所、町民を対象としたゲートキーパー研修を実施します。	健康管理センター
民生児童委員の活動支援	地域の身近な相談や見守り活動を行う民生児童委員の活動を支援します。	保健福祉課
健康推進部連絡会の活動支援	健康推進部連絡会の活動を通して、住民参加による健康づくり活動を推進します。	健康管理センター
職員研修事業	職員の資質向上を図るため、各種研修へ職員を派遣します。	総務課
教職員研修	児童・生徒の身近な支援者である教職員の研鑽と資質向上を図ります。	管理課
事後検証会	搬送症例の検証及び隊員へのフィードバックを行うことにより、救命率ならびに技術力の向上を図ります。	消防署

(3) 町民への啓発と周知

自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」ですが、危機に陥った人の心情や背景が理解されにくい現実があります。

そうした心情や背景への理解を深めることも含めて、危機に陥った場合には、誰かに助けを求めることが適切であるということが町民全体の共通認識となるように普及啓発を行う必要があります。

【主な取組】

事業名	内容	担当・関連部署
自殺予防に関する普及啓発	自殺予防月間（9月）や自殺対策強化月間（3月）等にあわせて、広報やホームページ等に自殺対策に関する情報を掲載し、施策の周知と理解の促進を図ります。	健康管理センター
こころの健康に関する健康教育 ・健康キャラバン ・出前講座	町内会や事業所等を対象に、こころの健康づくりをはじめとした健康づくりに関する健康教育を行います。	健康管理センター 社会教育課
応急手当講習会	救急法等について啓発を行います。	消防署

（４）生きることの促進要因への支援

自殺対策は、個人においても社会においても、「生きることの阻害要因」を減らす取り組みに加えて「生きることの促進要因」を増やす取り組みを行うことにより、自殺リスクを低下させることが必要です。

様々な分野において、悩みを抱えた方が孤立しないような支援を進めていきます。

【主な取組】

1) 妊産婦や子育て家庭に対する支援

事業名	内容	担当・関連部署
妊娠届出・母子健康手帳交付	妊娠届出等の機会をきっかけとして、特に支援を要する妊婦の把握に努めます。また、必要に応じて産科医療機関や庁内関連部署と連携し支援を行います。	健康管理センター
新生児訪問 乳児全戸訪問	育児不安の解消や産後うつ予防のため、赤ちゃんが生まれたご家庭に保健師等の専門職が訪問し、支援を行います。	健康管理センター
産後ケア事業	助産師等の専門職が、授乳支援や母の心身のケアを行います。	健康管理センター

乳幼児健康診査	乳幼児健康診査の機会を通して、保護者の育児負担など問題を抱える家庭を把握し、必要な支援につなげます。	健康管理センター
出産・子育て応援交付金及び伴走型相談支援の一体的実施	妊娠期から0～2歳の低年齢期の子育て家庭に対して、寄り添い必要な支援につなぐ伴走型相談支援と経済的支援を一体的に行います。	子育て支援室
子育て世帯訪問支援事業	子育てについて困難を抱える家庭を対象に、訪問による家事・育児の援助等を行います。	子育て支援室
ファミリー・サポート・センターの運営	安心して子どもを産み育てることのできる環境整備の一環として、子育てに関する相互援助活動を支援します。	子育て支援室
就学に関する事務	支援を要する児童・生徒に対し、一人ひとりの障がいや特性に応じた相談に応じます。	管理課

2)成人期に対する支援

事業名	内容	担当・関連部署
健康相談 家庭訪問	子どもから高齢者まで、健康づくりに関する相談に応じ、健康増進及び疾病予防を図ります。	健康管理センター
こころの健康相談	帯広保健所が実施している精神科医や保健師による相談について、広報やリーフレットの設置等により広く周知を行います。	帯広保健所
消費者行政推進事業	消費者トラブルから町民を守るため、広報等を活用して周知を図ります。また、消費者相談窓口の実施や関係機関との連携により、消費者被害の未然防止に努めます。	水産商工観光課

3)障がい者(児)及び高齢者に対する支援

事業名	内容	担当・関連部署
障害児支援に関する事務	障がい児やその保護者に対する相談支援を行います。	子育て支援室
障がい者基幹相談支援センター事業	障がいのある方ご本人やその家族等からの相談に応じ、必要な情報提供や助言、障害福祉サービスの利用支援や関係機関との連絡調整等の支援を行います。	保健福祉課 地域包括支援センター
高齢者・障がい者等生活支援事業 ・軽度生活援助 ・給食サービス 等	高齢者や障がいのある方が住み慣れた地域で生きがいのある生活ができるよう、各種生活支援事業を実施します。	社会福祉協議会 保健福祉課
高齢者への総合相談支援事業	高齢者の心身の状況や生活の実態を把握し、相談支援を行い、適切な機関や制度の活用につなげます。また、関係機関のネットワーク構築に努めます。	地域包括支援センター
訪問サービス事業	ひとり暮らし高齢者等の社会参加の促進と孤立を防ぐため、ケア推進員がひとり暮らし高齢者等の安否確認や相談に応じます。	社会福祉協議会 地域包括支援センター 保健福祉課
認知症カフェ	認知症ご本人やその家族、認知症に関心のある方など、地域で認知症に関心を寄せる方が気軽に集まれる場を設けることにより、気分転換や情報交換ができる機会を提供します。	地域包括支援センター
健康相談 家庭訪問	健康づくりに関する相談に応じ、健康増進及び疾病予防を図ります。	健康管理センター

4) 生活困窮に対する支援

事業名	内容	担当・関連部署
各種納付に関する相談	町民からの納税や各種料金の支払いに関する相談に応じます。	住民課 建設水道課
生活困窮者自立支援事業	庁内関連部署やとまち生活あんしんセンター等の専門機関と連携し、生活上の困りごとを抱えている方の相談や自立に向けた支援を行います。	保健福祉課
ひとり親家庭への支援 (児童扶養手当支給事務)	18歳までの児童を扶養しているひとり親家庭等に対しての手当を支給します。	子育て支援室
就学援助	経済的な理由により、就学困難な児童・生徒に対し、給食費や学用品等の補助を行います。	管理課

5) 自死遺族や自殺企図防止の支援

事業名	内容	担当・関連部署
救急業務	消防・救急等の活動上必要な資機材の整備と職員の各種訓練、研修等による知識と技術の向上を図ります。	消防署
遺された人への支援 「自死遺族の会」	自殺により家族を亡くされた方のための「自死遺族の会」の紹介など、必要な情報が手元に届くよう情報提供を行います。	帯広保健所 警察署 保健福祉課 健康管理センター
自殺未遂者への支援	自殺未遂者については、再企図防止が重要となることから、医療機関や消防署、警察署、保健所等との連携のもと、包括的な支援が行えるよう連携体制を構築します。	医療機関 消防署 警察署 帯広保健所 保健福祉課 健康管理センター

(5) 児童生徒のＳＯＳの出し方に関する教育

いじめを原因とする児童・生徒の自殺が大きな社会問題となる中、自殺総合対策大綱では、学校におけるＳＯＳの出し方教育の推進が盛り込

まれています。

本町においても、児童・生徒が命の大切さを学ぶ教育はもとより、困難やストレスに直面したときに、信頼できる大人に助けの声をあげられることを目的としたＳＯＳの出し方に関する教育等を進めていく必要があります。

また、こうした児童・生徒のＳＯＳに対して、適切に対応できるような相談体制を整備していきます。

【主な取組】

事業名	内容	担当・関連部署
児童生徒に対するＳＯＳの出し方の教育	学校における道徳の授業等を行う中で、さまざまな困難やストレスに直面した際に信頼できる大人や相談機関に助けの声をあげられるよう教育を推進します。	健康管理センター 管理課
スクールカウンセラー・ スクールソーシャルワーカー活用事業	さまざまな課題を抱えた児童生徒やその保護者に対し、関係機関とともに包括的な支援を行います。	管理課
いじめ防止対策事業	個別支援や授業等を通じて、いじめの早期発見、即時対応、継続的な再発防止を図ります。	管理課

2 重点施策

(1) 子ども・若者への対策

児童・生徒に対するＳＯＳの出し方に関する教育（基本施策）を推進するとともに、児童・生徒や若者が抱え込みがちな問題に対して包括的な支援を推進します。

【主な取組】

事業名	内容	担当・関連部署
人権啓発事業	人権に関する問題（いじめ、差別、パワハラ、セクハラ、ＤＶ等）について相談会の実施や、人権意識を高めるための啓発を行います。	企画課
（再掲） 児童生徒に対するＳＯＳの出し方の教育	学校における道德の授業等を行う中で、さまざまな困難やストレスに直面した際に信頼できる大人や相談機関に助けの声をあげられるよう教育を推進します。	健康管理センター 管理課
（再掲） スクールカウンセラー・ スクールソーシャルワーカー活用事業	さまざまな課題を抱えた児童生徒やその保護者に対し、関係機関とともに包括的な支援を行います。	管理課
（再掲） いじめ防止対策事業	個別支援や授業等を通じて、いじめの早期発見、即時対応、継続的な再発防止を図ります。	管理課

(2) 生活困窮者・無職者・失業者への対策

生活困窮の背景には、多重債務や労働問題、精神疾患、虐待、DV、介護等の多様な問題が複合的に関わっていることが多く、それらに対する対策を「生きる支援」として包括的に推進します。

【主な取組】

事業名	内容	担当・関連部署
重層的支援体制整備事業	ひきこもり当事者やその家族に対する支援など、複合化・複雑化した課題を抱える方への相談支援を行います。また、属性・世代を問わない相談・地域づくりの実施体制の構築を図ります。	社会福祉協議会 保健福祉課
(再掲) 各種納付に関する相談	町民からの納税や各種料金の支払いに関する相談に応じます。	住民課 建設水道課
(再掲) 生活困窮者自立支援事業	庁内関連部署やとまち生活あんしんセンター等の専門機関と連携し、生活上の困りごとを抱えている方の相談や自立に向けた支援を行います。	保健福祉課
(再掲) ひとり親家庭への支援 (児童扶養手当支給事務)	18歳までの児童を扶養しているひとり親家庭等に対しての手当を支給します。	子育て支援室
(再掲) 就学援助	経済的な理由により、就学困難な児童・生徒に対し、給食費や学用品等の補助を行います。	管理課

(3) 勤務・経営対策

規模の小さな事業所では、従業員のメンタルヘルス対策に遅れがあるとの指摘もあることから、勤務や経営に関する悩みを抱えた人が適切な支援先につながるよう、相談体制の整備や相談窓口の周知を図ります。

【主な取組】

事業名	内容	担当・関連部署
事業所等におけるメンタルヘルス対策の支援	広報や啓発活動、事業所におけるメンタルヘルス研修会への講師の派遣などを通じて、メンタルヘルス対策の推進を図ります。	健康管理センター
役場職員の健康管理・ストレスチェック	職場のメンタルヘルス対策のためのストレスチェックを実施します。また、高ストレス者に対しては、産業医による面接等、相談の機会を提供します。	総務課
商工相談	中小企業からの経営や金融の支援などの相談に応じます。	広尾町商工会 水産商工観光課
中小企業融資制度	中小企業の育成振興や経営の合理化を促進し、経済的地位の向上と事業運営の基礎となる金融の円滑化を図ります。	水産商工観光課

第5章 計画の推進

住み慣れた地域で安心して自分らしく暮らせるために、保健、医療、福祉、教育、労働、子育て、障がい、生活困窮者支援その他の関連施策など関連する分野と緊密に連携しつつ、施策を推進します。

また、自殺対策は家庭や学校、職場、地域など社会全般に深く関係しており、総合的な自殺対策を推進するために、地域の多様な関係機関、関係職種との連携・協力を推進します。

資料 自殺対策基本法
自殺総合対策大綱

広尾町いのちを支える自殺対策計画

令和 6 年度～令和17年度

令和6年7月

発行 広尾町

編集 広尾町保健福祉課健康管理センター